株式会社 e-sola

えそら訪問看護ステーション　運営規程

（事業の目的）

第1条　株式会社 e-sola が開設する「えそら訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条　指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第 4 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　えそら訪問看護ステーション

②　所在地　東京都江戸川区北小岩 3-13-10　アズ小岩レジデンス2階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者　1 名（常勤・兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員等

看護師　2.5 名以上（常勤専従 1 名以上）

リハビリ職員　1 名以上

事務員　1 名以上

（3）介護 DX 推進担当者 1 名以上

職務内容：DX 推進リーダーに任命され、事業所内における ICT 機器やオンライン資格確認システムの導入・運用管理を行い、デジタル技術を活用した業務効率化および看護の質の向上、従業者への情報技術指導等の推進に関する職務に従事。

（営業日及び営業時間）

第 6 条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。

②　営業時間　午前8時 00 分から午後5時 00 分までとする。

③　24時間、365 日、常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)
第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)
第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する

(事業の内容)
第 9 条 事業の内容は次のとおりとする。
① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄等日常生活の世話
④ 褥瘡予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症利用者の看護
⑧ 精神・神経疾患利用者の看護
⑨ 療養生活や介護方法の指導
⑩ カテーテル等の管理
⑪ その他医師の指示による医療処置
⑫ リンパ浮腫に対する複合的理学療法
⑬ 腹膜透析
⑭ グループホームとの連携

(利用料等)
第 10 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いを利用者から受けるものとする。
① 死後の処置料は20，000円とする。

(通常の事業の実施地域)
第 11 条 通常の事業の実施地域は、江戸川区、葛飾区・墨田区・足立区・市川市の区域とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)
第 12 条 事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者又は代理人の同意を得る。

(緊急時等における対応)
第13 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止及び身体拘束防止のための措置に関する事項)
第14 条利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
①高齢者虐待防止委員会の会議を定期に開催、その内容を事業所内に周知、話し合う。
②身体拘束防止委員会の会議を定期に開催、その内容を事業所内に周知、話し合う。

（事故発生時の対応）
第15 条　看護職員等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（ハラスメントへの対応）
第16条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）
第17 条　事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2　事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）
第18 条　事業者は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
（1）事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
（2）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
（3）事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項 / 医療 DX の推進）
第 19 条　ステーションは、質の高い訪問看護を提供するため、医療・介護 DX を推進する体制を構築する。
1. オンライン資格確認システム等を通じて診療・薬剤情報を取得・活用する。
2. 電子処方箋や情報共有サービス等を活用し、関係機関と連携する。
3. 個人情報保護・安全管理ガイドラインを遵守し、セキュリティを確保する。

（その他運営についての留意事項）
第 20 条　ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための外部・内部研修の機会を定期的に設けるものとする。
2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 e-sola とえそらステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

2021 年 5 月事業所の所在地変更
2024 年 6 月虐待防止及び身体拘束予防、ハラスメント対応、事業継続計画追加
2025 年 3 月事業所の所在地変更
2026 年 7 月 1 日　DX 推進リーダーの配置について追加
2026 年 10 月1日　職員の職種、員数追加、通常の事業の実施地域追加